

令和6年度社会福祉法人指導監査結果

I 指導監査の実施状況

1 令和6年度重点事項

社会福祉法人に対する指導監査は、国の示した処理基準及びガイドライン(社会福祉法人指導監査実施要綱)に従って行うと共に、前回の実施結果等を踏まえ、次の事項を重点に実施しました。

(1)法人運営の適正化の推進

ア 適正な事業運営の確保

イ 適正な会計処理及び監査体制(監事・内部)の確立

2 令和6年度指導監査計画

厚生労働省が平成29年4月27日付けで発出した「社会福祉法人指導監査実施要綱」の制定により、一般監査は、法人の運営及び法人の実施する事業等に特に大きな問題がない場合は、3箇年に1回とすることとなり、当該年度は7法人中、3法人を計画し、一般監査を3法人に実施しました。

種別		対象数	実地監査		書面監査	
			計画数	実施数	計画数	実施数
社会福祉法人	社会福祉協議会	1	0	0	0	0
	老人福祉施設	3	2	2	0	0
	障がい者支援施設	1	0	0	0	0
	保育所	2	1	1	0	0
	計	7	3	3	0	0

※対象法人数は、令和6年4月1日現在

II 指導監査の概要

令和6年度は、法人について、「法人運営」及び「会計管理」について、実地により一般監査を行いました。実地監査を行った法人のうち、「文書指摘」及び「口頭指摘」となった内訳は、以下のとおりです。

指摘種別	指摘件数		最大最少指摘数		指摘のあった法人数		指摘の平均数 (a)÷(b)	指摘の平均数以上の法人数
	計	個別(a)	最大数	最少数	あり(b)	なし		
文書	5	2	1	0	2	1	1	2
口頭		3	2	0	2	1	2	1

指摘事項は、「法人運営」で文書指摘2件、口頭指摘3件、「会計管理」では文書指摘0件、口頭指摘0件となっています。詳細は次の表のとおりです。

1 法人運営

指摘種別	指摘件数		最大最少指摘数		指摘のあった法人数		指摘の平均数 (a)÷(b)	指摘の平均数以上の法人数
	計	個別(a)	最大数	最少数	あり(b)	なし		
文書	5	2	1	0	2	1	1	2
口頭		3	2	0	2	1	2	1

区分	指摘項目	主な内容
組織運営	・理事会	・評議員会の招集について、理事会で決議されていないことが認められた。 ・理事会に欠席した理事及び監事に対し、議事の概要及び決議結果を送付していないことが認められた。
	・評議員会	・評議員会に欠席した評議員に対し、議事の概要及び決議結果を送付していないことが認められた。

2 会計管理

指摘種別	指摘件数		最大最少指摘数		指摘有無による法人数		指摘の平均数 (a)÷(b)	指摘の平均数以上の法人数
	計	個別(a)	最大数	最少数	あり(b)	なし		
文書	0	0	0	0	0	0	-	-
口頭		0	0	0	0	0	-	-

区分	指摘事項	主な内容
会計管理	なし	